

▽第6回協議会で承認された両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町																																												
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>○農業委員会については、法律により一定の要件を超えた場合、2以上置くことができるとされ、現在、熊本市と富合町の2つの農業委員会がある。</p> <p>○政令指定都市になった場合、法律により原則、行政区(区役所)ごとに置くとされている。</p>																																													
委員の任期	○平成20年7月20日～平成23年7月19日	○平成21年3月30日～平成24年3月29日																																												
選挙区及び選挙区の委員の定数	<p>○熊本市農業委員会 選挙委員の定数 40名</p> <p>選挙区 市内を9選挙区に分割</p> <p>○富合町農業委員会 選挙委員の定数 16名</p> <p>選挙区 旧富合町の全域</p>	<p>○植木町農業委員会 選挙委員の定数 15名</p> <p>選挙区 町全域</p>																																												
地域自治組織等の取扱い	<p>合併特例区とは、</p> <p>①住民の声が届きにくくなる。</p> <p>②市の周辺部になることにより取り残される。</p> <p>③地域の個性や伝統が失われる。</p> <p>など、合併で心配される事柄に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映させるために設置される特別地方公共団体のこと。</p> <p>特別職の区長、特例区協議会を置き、規約で定められた事務を自らの事務として処理するとともに、新市基本計画の進行管理等を行う。</p> <p>また、独自の予算編成権がある。</p>																																													
一部事務組合等の取扱い	<p>以下の事務を共同処理するため、植木町は山鹿市と「山鹿植木広域行政事務組合」を設立している。</p> <p>①ごみ処理に関する事務(焼却・埋立・リサイクル施設)</p> <p>②消防に関する事務(常備消防)</p> <p>③ふるさと市町村圏計画に関する事務</p> <p>④し尿処理に関する事務 など</p>																																													
総務関係事業	<p>常備消防</p> <p>熊本市消防局</p> <p>○熊本市消防本部</p> <p>○消防署 3署 (中央、西、健軍)</p> <p>○消防出張所 13出張所 (清水、楠、北部、島崎、田崎、小島、川尻、河内、飽田・天明、出水、託麻、小山、平田)</p> <p>○その他庁舎 2か所 (池田、南熊本)</p>	<p>山鹿植木広域行政事務組合</p> <p>○山鹿植木広域消防本部 (山鹿市)</p> <p>○消防署 2署 (山鹿、植木)</p> <p>○分署 2分署 (東(鹿本)、鹿北)</p> <p>※植木消防署 植木町の全域および山鹿市鹿央町の一部</p>																																												
環境保全関係事業	<p>廃棄物の処理及び清掃</p> <p>○可燃ごみ収集運搬 週2回</p> <p>○不燃ごみ収集運搬 月2回</p> <p>○資源物など収集運搬</p> <p>・紙類 週1回</p> <p>・資源物 月2回</p> <p>・ペットボトル 月2回</p> <p>○大型ごみ収集運搬 戸別収集</p>	<p>○可燃ごみ収集運搬 週2回</p> <p>○不燃ごみ収集運搬 月1回</p> <p>○資源物など収集運搬 植木町役場のみ 週1回</p> <p>○粗大ごみ 月1回</p>																																												
	<p>ごみ収集</p> <p>○家庭ごみ用のごみ袋</p> <p>・透明ポリ袋(市販のもの)</p> <p>※平成21年10月1日より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>容量(1枚)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき</td> <td>特小袋 (容量5ℓ相当)</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>小袋 (容量15ℓ相当)</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td>中袋 (容量30ℓ相当)</td> <td>23円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき</td> <td>大袋 (容量45ℓ相当)</td> <td>35円</td> </tr> <tr> <td>小袋 (容量15ℓ相当)</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中袋 (容量30ℓ相当)</td> <td>23円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大袋 (容量45ℓ相当)</td> <td>35円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資源物など分別(11品目) びん・缶、なべ類、古着類、自転車、乾電池、ペットボトル、紙(新聞紙、チラシ、ダンボール、その他紙)、白色トレイ、紙パック(拠点回収)</p> <p>※平成21年10月1日より 食用油、蛍光灯、乾生ごみ</p> <p>※平成22年10月1日予定 プラスチック製容器包装</p>		容量(1枚)	金額	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき	特小袋 (容量5ℓ相当)	4円	小袋 (容量15ℓ相当)	12円	中袋 (容量30ℓ相当)	23円	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき	大袋 (容量45ℓ相当)	35円	小袋 (容量15ℓ相当)	12円		中袋 (容量30ℓ相当)	23円		大袋 (容量45ℓ相当)	35円	<p>○家庭ごみ用のごみ袋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容量</th> <th>1ケース</th> <th>1袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小18ℓ</td> <td>4,500円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>中30ℓ</td> <td>5,200円</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>大45ℓ</td> <td>6,600円</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1ケース 1袋20枚入り 25袋で総計500枚</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容量</th> <th>1ケース</th> <th>1袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小18ℓ</td> <td>3,300円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>中30ℓ</td> <td>4,000円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>大45ℓ</td> <td>5,000円</td> <td>390円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1ケース 1袋20枚入り 15袋で総計300枚</p> <p>○資源物など分別(14品目) びん・缶、古着類、金物類、自転車、乾電池、蛍光灯、ペットボトル、紙(新聞紙、チラシ、ダンボール、その他紙)、白色トレイ、紙パック</p>	容量	1ケース	1袋	小18ℓ	4,500円	240円	中30ℓ	5,200円	270円	大45ℓ	6,600円	330円	容量	1ケース	1袋	小18ℓ	3,300円	280円	中30ℓ	4,000円	320円	大45ℓ	5,000円
	容量(1枚)	金額																																												
燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき	特小袋 (容量5ℓ相当)	4円																																												
	小袋 (容量15ℓ相当)	12円																																												
	中袋 (容量30ℓ相当)	23円																																												
埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき	大袋 (容量45ℓ相当)	35円																																												
	小袋 (容量15ℓ相当)	12円																																												
	中袋 (容量30ℓ相当)	23円																																												
	大袋 (容量45ℓ相当)	35円																																												
容量	1ケース	1袋																																												
小18ℓ	4,500円	240円																																												
中30ℓ	5,200円	270円																																												
大45ℓ	6,600円	330円																																												
容量	1ケース	1袋																																												
小18ℓ	3,300円	280円																																												
中30ℓ	4,000円	320円																																												
大45ℓ	5,000円	390円																																												

区分	熊本市	植木町
経済振興関係事業	<p>農業委員会 あっせん基準</p>	<p>農業者の農業経営規模拡大や農地の集団化を促進するため、農業委員会ごとに、農業振興地域内の農用地の売買・交換などの権利移動についての「農地移動適正化あっせん基準」を定めている。</p>
都市建設関係事業	<p>土地区画 整理事業</p> <p>熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業</p> <p>○地区名 熊本駅西地区</p> <p>○施行者 熊本市</p> <p>○施行面積 18.1ha</p> <p>○施行期間 平成13年度～28年度</p>	<p>植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業(着手部分)</p> <p>○地区名 植木中央地区</p> <p>○施行者 植木町</p> <p>○施行面積 17.5ha</p> <p>○施行期間 平成11年度～30年度</p> <p>※植木土地区画整理施行区域(計画区域) 90.8ha (未着手部分 73.3ha)</p>

市街化調整区域における開発などについて

熊本市と植木町が合併し新市が政令指定都市に移行した場合、市街化区域・市街化調整区域の区域区分(線引き)が必須となるため、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われます。

○市街化調整区域における開発など
市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されますが、次のような場合には可能となります。

- 現在建っている建物について、同じ用途・規模の建替え
 - ・延床面積が、1.5倍まで可能。
 - ・個人住宅は1.5倍か200㎡以内まで可能。
 - ・建ぺい率40%・容積率80%以内まで可能。
- 線引き前に農地転用の許可を受けていた場合、線引きから6か月以内に「既存権利届出書」を熊本市長へ提出すれば、5年以内に完了することを条件に建築・開発が可能。
- 農家住宅および農業用の建築物
- 分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗など(都市計画法第34条に該当するもの)の建築
(日用品店舗などの例)
 - ・小売店
 - ・一般飲食店
 - ・専門サービス店
 - ・その他
- 温泉施設について、都市計画法第34条第2号(鉱物資源、観光資源などの有効な利用上必要な建築物など)の適用地区の指定を行うことにより、地区内は現在と同様な建築が可能。
- 都市計画法第34条第9号により、ドライブイン・ガソリンスタンドなどの建築ができる主要幹線道路の指定について検討。
(熊本市の主要幹線道路の主な指定路線)
[国道]3号(北バイパス)、57号(東バイパス)
[主要地方道]熊本原坂線、熊本益城大津線(第2空港線)
[一般県道]熊本空港線(第1空港線)
- 大規模開発について、都市計画審議会にかけて地区計画の都市計画決定がされた場合、開発許可の対象。
- 市街化調整区域内の集落について、区域を指定し一定の開発を認める集落内開発制度を導入。
現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っています。
導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の实情にあった制度となるように十分に検討を重ねていく予定。

